

1) 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨に係る補正予算について

9 月 10 日未明、本県全体に大雨特別警報が発令された関東・東北豪雨は、河川の氾濫や土砂崩れ等により、死者、負傷者等の人的被害、建物、建物、道路や橋りょう、鉄道等のインフラの被害、さらには、収穫目前であった米等の農作物の被害など、県民生活に甚大な影響をもたらしました。

私たち自民党議員会では、3 日間をかけて県内全域に出向き、被災状況を調査し、知事に緊急要望を提出したほか、自民党本部・谷垣幹事長へ被災状況を説明し、激甚災害の指定等を強く要望してきましたところであります。

県民からは、この度の災害からの一日も早い復旧、そして今後の防災・減災対策の一層の強化が、強く求められています。

そこで、50 年に 1 度ともいわれるこの災害に対応するため、どのような思いをもって補正予算を編成したのか、知事にお伺いします。

(要望)

今回の災害に係る各種支援策の内容やその補助割合等については、東日本大震災の際に行った支援内容を基準として考えている、つまり「あの時にはこの程度の支援策をとったから」ということをベースにして考えられているものが数多くあるように感じる。

東日本大震災規模の災害をベースに考えるのではなく、頻度を増している昨今の豪雨、大型台風等による自然災害については、そのときそのときの被害状況、社会状況等を踏まえ、柔軟に対応していくべきである。

## 2) 社会資本の災害復旧事業について

関東・東北豪雨による災害対応分として、県土整備部関連では、災害復旧経費で約190億円、災害関連経費で約35億円が上程されています。

以下の3点について、県土整備部長にお尋ねしてまいります。

### ①災害復旧事業の執行方針について

道路・河川等の社会資本は、日々の県民生活や経済活動を支える上で、なくてはならない重要な基盤です。

特に、地震や異常気象の際は、これらの社会資本がまさに県民の生命線ともいうべき機能を果たしますが、今回の関東・東北豪雨では、道路・河川等のうち県所管分だけでも500箇所以上が被災し、道路の通行止めも100箇所に及ぶなど、広域的かつ深刻な事態が生じました。

その後、懸命の応急対策により、河川での仮設堤防設置や道路の通行止め解消がほぼ完了するなど、当面の対応が講じられたところでありますが、今後も秋雨シーズンを控え、また、わずか半年後には春からの出水期を迎えることとなる中、迅速かつ確実に本格復旧を進めていくことが重要であると思います。

そこで、被災した社会資本の早期復旧に向け、今回計上された災害復旧関係の事業について、どういった点に重点を置き、どのようなスケジュールで取り組もうとしているのか、県土整備部長の所見をお伺いします。

### (意見)

本庁から日光、鹿沼、栃木の3土木事務所へ計12人の職員を緊急派遣、現場支援、市町が行う国への申請手続きにかかる支援、国の災害査定に備えた諸々の取り組み等、県土整備部の迅速・的確な対応は素晴らしいと思う。

また、県の各部・課・室の職員さんが、昼夜をたがわず、土日返上で、全力で対応してくれたことに感謝している。

ここでは、まずは「スピード感を持って取り組んでほしい」ということを申し上げておく。

## ②再度災害の防止に向けた社会資本の復旧方針について

今回被災した道路・河川等について復旧を急ぐことは当然ですが、近年、異常気象の規模と頻度が増大していることを考えれば、単なる『原形復旧』では同様の被害を防ぎきれないケースも十分想定されます。

このため、今回の気象条件や出水、被災等の状況を分析した上で、再び被災する恐れのある箇所については、従前以上の改良や機能強化を図る必要があると考えます。

そこで、今回豪雨による被災状況を踏まえ、再度災害の恐れがある箇所について、どのように対策を講じていこうとしているのか、県土整備部長にお伺いします。

### （意見）

まずは、災害からの復旧に全力を注ぐわけであるが、従来のやり方からすると、原形復旧ということでの対応となってしまうのではないかと危惧する声が会派の中でも聞かれる。

「災害に強い県土づくり」を目指す上で、『改良復旧』を原則として、同様の被害が発生しないように取り組まなければならない。

### （再質問）

1 級河川などに合流する小規模河川について、構造的な問題が指摘されている箇所もある。復旧にあわせて、地元の市町との協議、連携をしながら、役割分担をしながら、改修工事を行う、水門を付けポンプを設置する、調整池を整備する、などの取り組みが必要となると考える。

この点についての県土整備部長の見解をお伺いしたい。

### （意見）

- ① 改良復旧については、どの程度のものを目指すのか、その捉え方には幅があると思うが、今後いつ来るか分からない大雨被害の発生を考えると、その機能面からの強化、例えば堤防でいえば、堤防の決壊や今回のような溢水は避けられる、というレベルでの改良復旧を、最低でも行わなければならないと思う。
- ② 機能強化を図るための、国の災害関連事業について、現在協議中のもの、今後協議を行っていくものが多くあると思うが、今後も国との協議をしっかりと進め、予算確保に取り組んでいただきたい。

③ また、国の採択が困難な箇所については、「県単独事業」を確保して対応していただきたい。

今後、12月議会、2月議会においても、これらの事業が補正予算として計上され、改良復旧がより一層進められることを大いに期待している。

### ③今後の防災・減災対策の取組について

先に述べたとおり、県民生活を支える上で社会資本は不可欠なものであり、まずは、今回の被災箇所の復旧を図っていくことが、当面の最優先課題であると言えます。

一方で、県土全体を俯瞰すれば、今回は被災を免れたものの、堤防の整備が不十分であったり、多くの土砂が堆積したままの河川や、急勾配で崩れそうな住宅地の裏斜面、すれ違い困難な避難所への道路など、異常気象時に大きな弱点となりうる箇所がいまだ散見されます。

東日本大震災以降、本県でも全力で災害対策に取り組んできたわけですが、ハード対策を担う公共事業の予算が、ピーク時の平成10年頃から現在までに、国では4割減少、本県では6割減少している中、課題箇所が数多く積み残されているのが実状です。

このような状況下、増加傾向にある大型台風や集中豪雨に対応していくためには、今回の関東・東北豪雨による被災状況も考慮しながら、防災・減災対策について更なる充実を図り、その取組を加速させていくことが必要と考えます。

そこで、今回豪雨の経験も踏まえ、今後、防災・減災対策にどのように取り組んでいこうとしているのか、県土整備部長にお伺いします。

#### （質問）

現在でも、河川に一定の土砂が堆積した場合には除去作業を行うという基準があるが、これを厳格に運用していく、あるいは、必要であれば、より厳格な基準に変更し、防災の観点から流下能力を確保していくことが必要であると思う。

そして、この堆積土除去を推進していく、適切なタイミングで随時行っていくことによって、結果として、農業施設の被害防止、農業分野への二次的災害の防止にもつなが

る。特に農業用水路など農業施設の取水箇所周辺で実施していくことを、地元農業者、団体、市町村と協議しながら進めていただきたい。

我々自民党議員会としては、これまで毎年度、当初予算・補正予算にあたり「緊急防災・減災対策事業費」を要望し続けてきた。

（今議会でも、「予測困難な異常気象が頻発する中、県民生活を守るための『災害に強い県土づくり』を一層推進していく必要がある」、「災害発生時にも被害を最小化するために減災対策を加速すること」として、10 億円の上乗せを要望し、満額回答をいただいた。）

今回の豪雨被害を経験し、今後は、堆積土の除去や護岸の補強にこれまで以上に積極的に取り組んでいくことが、県民生活を守る上で県民からも強く求められていると思う。

この点についての県土整備部長の見解をお伺いしたい。

（意見）

繰り返しになるが、年々、集中豪雨や大型台風の頻度が増していることからしても、従来と同じ考え方に基づく危機管理では不十分であると言わざるをえない。

参考までに、河川整備を取り上げると、事業費はピークである平成 11 年と比べその 21%にまで減少、つまり 8 割カットされている。

この傾向は、特に河川・砂防に分野で強くあらわれており、河川事業費はピークである平成 11 年ごろに比べて約 8 割も削減されている。砂防では約 7 割も削減されている。

そして、河川整備率を見ても、現在の年 0.3%のペースで整備していくと整備率 100 %になるのは 121 年後になってしまう。

河川整備については、その事業規模が大きいことから、国の交付金をしっかりと獲得し活用しながら、より一層進めていけるよう、強く要望する。

そして、その一方で、県単での防災減災対策事業についても、しっかりと予算を確保し積極的に進めていかなければならないのは言うまでもない。

機能強化を図るために、堆積土除去や護岸の補強は有効であり、今回の豪雨でも、本事業による地道な取り組みによって、増水はしたが水が堤防を越えることは免れた、という箇所が多数あるのも事実である。

従来通りの、県土整備部予算の枠での対応という考え方から一歩踏み出して緊急防災減災対策事業費を捉えていく、予算を確保していくということを、知事をはじめ県全体での共通理解、共通認識として、今後対応していただくことを強く要望する。

### 3) 学校施設の災害復旧等について

関東・東北豪雨により、県立高校では栃木工業高校ほか1校が、栃木市、小山市ほかの市立小・中学校では12校が被災してしまいました。校舎・屋内運動場の床上浸水による床破損、校庭の土砂流出、電気・機械設備故障等の被害が発生し、その被害額は計8億1千万円にも上ります。

最も被害額が大きかったのは栃木工業高校であります。今回の補正予算ではその災害復旧経費として、教室棟、実習棟、体育館兼講堂などの床改修費用や実習用機器等の更新のために、4億2千4百万円余が計上されています。

そこで、栃木工業高校において、生徒への影響を最小限にすべきだと考えますが、現在どのように対応しているのか。

さらに、今回の補正予算では、どの程度の復旧を目指すのか、また復旧時期をどう見込んでいるのか。教育長に伺います。

また、県教育委員会として、今回の災害に際しスピード感が求められたと思うが、市町の教育委員会に対し、どのような体制をとって、どのように支援したのか、併せて教育長にお伺いします。

#### (再質問)

まず、栃木工業高校の復旧について。

元通りの姿になって授業が再開できることは大事であるが、それだけでいいのか。いわゆる現状復旧でいいのか？

今後の災害にどう備えていくか、ということ、学校として、教育委員会として考えていかなければならないはずだが、河川からの溢水対策や、山からの水の排水処理対策について、専門である県土整備部に対し相談し、協力を求めていく必要があるのではないか？

#### (意見)

近隣他校を間借りして実習授業を行っているという受け取れるような報道があったり、情報が錯綜している感がある。カリキュラムの変更にしても、限界があると思うので、必要とあらば、例えば産業労働観光部が所管する県立産業技術学校や、私立に対しても働きかけを行い、連携協力する体制を整えていく必要があると思う。

(意見)

栃木工業高校に限らず、河川や傾斜地の近くにある学校については、改めて点検、調査を行い、必要な補強、改修等を進めていく。避難所指定になっている学校は言うまでもない。

また、特に、特別支援学校については、しっかりに対応していくこと。間違っても、体の不自由な子どもたちが、避難しなければならなくなるような状況に陥ることがないように、しっかりに対応していくこと。

(再質問)

市町立小中学校への支援、教育事務所の役割について。

市の教育委員会、学校現場に対し、県は何をしたのか？

まさに県と市をつなぎ、市町との窓口役になる各教育事務所は、災害状況把握は当然のこととして、どのように機能したか、とても気になるところである。

「9月15日、16日に両小学校を訪問し、状況確認したうえで、人的支援の必要性を投げかけたら、要望が出てきた」という説明、そして、それから半月経過して、「常勤講師を各1名配置した」とのことである。

客観的には、一般的な見方としては、ここにスピード感が感じられるか、疑問である。

常勤講師だから、リストアップ、面接など採用作業に手間がかかる、ということかもしれないが、これが緊急的な対応といえるのか？

一番助けが必要なとき、必要な支援を行えることが大切である。

緊急的対応として、県教育委員会、県教育事務所から臨時で学校現場に支援に行く、などの対応はないのか、というのが一般的な見方ではないだろうか。

仮に先方から断られることがあったとしても、緊急的支援の体制はとるべきではないか。

この点についての教育長の見解をお聞きたい。

(再質問)

そもそも、このような災害時に、どのようなアクションを取るか、というマニュアルはあるのか、ないのか？

「ある」のなら、どのように機能したか。教訓とすること、反省点や改善点はどこか？

「ない」のなら、今後策定するのか？

(意見)

BCP 業務継続計画ではなく、災害時対応のマニュアルを整備すべきである。県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会、学校が、どのように連携、協力、補完、支援するか、等を、マニュアル化しておかなければならない。

※参考に・・・

◆公共事業関係費の推移…平成 12 年を 100 とすると平成 26 年はその 43%にまで減額されている。全体では 60%も削減されている。

特に、河川、砂防の分野では顕著。

◎河川

◆河川整備の施策体系(県民の命を守る河川砂防構想)

課題…災害対策の推進、被害の最小限化対策、危機管理体制の充実等

近年のゲリラ豪雨により未整備区間における浸水被害が発生しており、早期の整備が必要である。

◆事業費の推移

平成 11 年がピーク(約 351 億円)

→平成 26 年はその 21%にまで減少(72 億円)

◆栃木県の河川整備率 63%(全国平均 46%)平成 25 であるが、  
本県の基準は 30～50 mmの降雨を安全に流下できる区間の割合  
他県の基準は 50 mmが一般的 →整備が進んでいるとは言えない。

◆河川整備の現状(河川整備率の推移)

平成 12 年から整備率が鈍化。現在のペース(年 0.3%)で整備していくと 100%になるには 121 年後(平成 147 年)。

その一方で、計画規模(30～50 mm)を超える豪雨が頻発。

→再改修が必要。加えて、整備済みの施設の老朽化もある。

◆平成 25 年 6 月「河川法改正」…河川管理施設の維持修繕が明文化。

◎土砂災害

◆本県では、土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域 6,685 ケ所」と、そのうちの「土砂災害特別警戒区域 5,994 ケ所」を指定。

この 6,685 箇所のうち、集落や公共施設等がある 2,003 ケ所を優先して整備を進める方針。これまでに 559 ケ所に着手。

→ 着手済み＝559 箇所(着手率 27.9%)、未着手＝1,444 箇所(72.1%)

◆砂防事業関係予算…平成 13 年の 30%にまで減少。